

うきは市農業委員会第20回総会議事録

[開催日時] 令和元年10月10日(木) 午後1時30分から

[開催場所] うきは市役所 3階大会議室

[議事日程]

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移
転)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第3号 土地改良届について

報告第4号 耕作台帳名義人変更届について

(出席委員)

会長 16番 佐々木 芳幸

会長職務代理人 15番 中村 稔

委員	1番 赤司 正光	10番 竹石 正芳
	2番 山下 保則	11番 樋口 美智子
	3番 吉瀬 正毅	12番 堀江 裕一郎
	4番 石井 好人	13番 樋口 健次
	5番 山手 忠男	14番 佐藤 春義
	6番 佐藤 景一	
	9番 堀江 清成	

(欠席委員) 7番 尾花 里美 8番 梶村 輝明

(農業委員会職員)

事務局長 石井 太

係長 樋口 秀夫

技師 堀江 太一

議事録

議長 本日の欠席委員は7番委員と8番委員です。議事録署名人は12番委員と13番委員ですのでお願いします。

議長 それでは議題に入りたいと思います。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。それでは事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1事務局説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 場所はわかば保育園の北側になります。さらに北側には巨瀬川が流れており、その間に位置しております。申請地は保育園より1メートルほど地が下がっておりますので地上げして宅地を建てるということです。雨水は南側の保育園との境に水路があるのでそこに流すということ。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 担当員の8番委員は欠席ですので担当委員の説明は省略します。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を願います。

議長 質疑なしと認めます。

議長 それでは採決に入ります。議案1-1に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の方に進達いたします。

議長 引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-2上程)

事務局 (議案第1-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 場所は浮羽のドラッグストアモリの国道を挟んで南側になります。譲渡人のお子さんに住宅を貸借で建てるということです。雨水は北と西に側溝がありますのでそちらに流すということ。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

11番 先日現地確認をしました。申請地の西側と南側は申請人所有の土地であり、隣地の承諾も得ておりますので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。

議長 採決に入ります。議案1-2に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可相当し、県の方に進達します

議長 引き続き議案1-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-3上程)

事務局 (議案1-3説明朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 場所は土取の交差点から県道の方に入り160m入った所になります。現在、柿が植わっており、そこを宅地と駐車場にするということです。雨水は北側の側溝に流す予定になっておりますが、その先には田がありますので分科会としてはそこを指摘しております。そこが問題なければ特に問題ないと思いますので皆様のご審議をお願いします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

5番 先ほどの説明の通りです。駐車場につきましては譲受人のお母さんがフラワーアレンジメントの先生をしておりますので、その受講生の駐車場として使用するとの事です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手を求めます。

12番 水路の件がはっきりしない事には審議のしようがないかと思います。

議長 水利の承諾は得ておりますが、雨水をそこに流していいかという確認を下流の地権者にする必要があるかと思います。ダメだということになれば別の工事をしてもらう必要があると思います。

14番 水利の承諾は水利委員がいない場合、区長からもらっていますが、区長が水利の事を熟知して承諾して承諾しているのでしょうか？本来、流域の関係者から承諾をもらうのが筋ではないのでしょうか？

事務局 現在、雨水については確認中と説明しましたが、当初の申請で北側の水路に流すということでしたので、本当に北側ですよ？という確認をしているという事です。

3番 水利の承諾は地元の区長さんに得て、水が流れつく田の地主さんには何も承諾を得なくていいわけですよ？工事が終了してから地主さんの方から苦情が出てきた場合はどのような対応をするのでしょうか？

議長 北側の水路が用水なのか排水路なのか分かりませんので、その水路につながっている方々に確認をとらなければいけないのかなと思います。もし水路が用水で田に流れるということになれば何らかの処置をしてもらうということで審議したいと思います。

6番 浸透性の舗装でやってもらうのはどうでしょうか。

議長 水路の関係は再確認をして来月報告していただきます。

議長 その他にありませんか？

議長 質疑なしと認めます。

議長 それでは採決に入ります。議案1-3に賛成の方挙手を求めます。

議長 賛成多数ということで許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-4を議題とします。

(議案1-4上程)

議長 (議案1-4説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 事務局の説明の通り川籠石区の公民館の駐車場が狭いということで公民館からは少し離れておりますが、駐車場を作るということです。南側に墓地もありますので、墓参りをされる方も使えるようにするという事です。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員であります私から説明を致します。

16番 申請地は従前から地区に譲りたいという話がありましたが、活用方法や資金的な面で話が進んでいませんでしたが、川籠石区の公民館は道路に面しており、車を停めれるスペースが少ないため、今回駐車場を作るという事です。また、駐車場の付近に墓地もありますので、その駐車場としても使うそうです。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。

議長 裁決に入ります。議案1-4に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし県の方に進達します。

議長 続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明をお願いします。

6番 場所は小塩の前迫の旧火葬場の下になります。ブドウを作っており、今回は親から子への譲渡ということになります。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。

議長 それでは裁決に入ります。議案2-1に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-2に移ります。事務局説明をお願いします。

(議案2-2上程)

事務局 (議案2-2説明・朗読)

6番 場所は小塩小学校から1キロほど手前になります。今回の物件は数年前に財産

分与でおばからおいに渡されましたが、おいも農業経験がないため営農できないということで今回叔母の方に返したいという事です。譲受人は高齢ながらとても元気で今でも畑で作業をしています。また、息子さんも週末帰ってきて手伝っていますので大丈夫だと思います。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方挙手をお願いします。

1 2 番 申請地は今は荒地になっていますか？

6 番 荒れていません。現在も譲受人が管理しているそうです。

議長 質疑なしと認めます。

議長 採決に入ります。議案 2 - 2 に賛成の方挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とします。

議長 引き続き議案 2 - 3 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 3 上程)

事務局 (議案 2 - 3 説明・朗読)

議長 それでは担当委員説明をお願いします。

5 番 今回、農機具の収納場所が追いついていないということで農業用倉庫を農地取得後に計画しており、どのくらい農機具があるか見てきましたが、確かに入りきれていませんでした。ですのできちんと届け出は出してから倉庫を作ってくださいと伝えてきました。譲受人が高齢なのが気になるのですが、今回取得する面積も大して大きくないため問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。

議長 採決に入ります。議案 2 - 3 に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 2 - 4 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 4 上程)

事務局 (議案 2 - 4 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3 番 話は 10 年前くらいから譲受人の方が所有者に相談していたそうです。申請地が譲受人の自宅の西側に畑がありその畑に隣接している為、今回購入に至ったという事です。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。

議長 採決に入ります。議案 2 - 4 に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。
議長 引き続き議案2-5を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-5上程)

事務局 (議案2-5説明・朗読)

議長 新規就農ということで分科会長の意見を求めます。

分科会長 先日ヒアリングを行いました。場所は三春の山の中です。譲受人は粕屋町の方で高速道路を利用して畑に通うそうで、時間は45分ほどかかるという事です。生計は奥さんが弁当屋をしているとのことで、そちらで立てているそうです。農業の経験はありませんが、やる気はあります。譲渡人が現在も道挟んで反対側の農地を耕作しているので、指導していただきながらやっていくとの事です。柿や梅や栗を作る予定です。農機具は草刈り機、チェーンソー、ユンボも使えるそうで、防除機は今から用意する予定です。販路は福岡の方にあるという事です。荒れている農地なので、このまま荒らしておくよりは管理してもらった方が良いのではと分科会で話をしました。

議長 それでは担当委員が私ですので説明を致します。

16番 場所は三春の山の中で小塩との境です。現在はきれいに耕作がなされている土地ではありません。収穫までには何年かかるかなというような状況です。本人のやる気もあるようで、きれいな農地が遠方の方に買われて後々荒れるという事はあってはならない事だと思いますが、現在、耕作もなされていない土地です。何もしないよりはいいのかなと思いますので皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を願います。

12番 今回新規就農ということですが、新規就農者に荒れている農地を取得させるのはどうかと思ひまして。今回の場合は不動産屋が間に入って荒れとる農地を売りつけているようにしか見えない。市外の人に対して農地を農業委員会が斡旋できないのかなと思います。

局長 新規で農地を取得する際に最初の取りつきは大事だと考えています。今回はたまたまその農地があつて、どうですか？という話になったと思います。なので本来なら、きちんとした農地を斡旋する必要があると思います。今回の案件は取得後しっかり指導やアフターフォローをしていくことが大切だと思います。

事務局 来月11月の広報に農地流動化の記事を載せる予定です。なるべくいい土地を紹介するためにも、まずは自分たちが情報を集めておかないといけないと思っております。

3番 新規就農で来た人の農地で荒れている所がいくつもあるので気がかりではあります。

議長 新規就農や外国人の就農につきましては推進委員さんたちに年に二回のフォロー

一などを行って頂くようにしておりますので、そのような対応で営農をやって頂く事になると思います。

議長 それでは採決に入ります。議案2-5に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-1~2上程)

事務局 (議案3-1~2説明・朗読)

議長 それでは質問のある方は挙手を願います。

議長 質疑なしと認めます。

議長 採決に入ります。議案3-1~2に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で意見をまとめます。

議長 続きまして報告第1号 農地法18条第6項の規定による解約通知についてです。事務局説明をお願いします。

(報告第1号1~6上程)

事務局 (報告第1号1~6説明朗読)

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を願います。

議長 質疑なしと認めます。

議長 引き続き報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届についてです。事務局説明をお願いします。

(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

5番 もし届を出さずに設置した場合はどうなるのか？

議長 本来、許可を得て行うべきものだが、軽微なものなので届を出してもらっている。そのため、届を出した後に建ててもらっているようにしています。

6番 ビニールハウスのような簡易なものの場合はどうなるのでしょうか？

事務局 素材がどうであれ、その分営農ができなくなるので届は出していただく事になります。

議長 引き続き報告第3号 土地改良届についてです。

(報告3-1上程)

事務局 (報告3-1説明・朗読)

議長 質疑に入ります。質問のある方挙手を求めます。

12番 地上げして水田はできるのでしょうか？

15番 上土をはいで、地上げし、上土を戻すというやり方をするようです。

議長 土地改良届という事で推進委員含め遂行状況を確認し報告をいただくようにしておきます。

議長 引き続き報告第4号 耕作台帳名義人変更届についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案4-1説明・朗読)

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます